

令和 8 年 度

北 港 処 分 地 仮 波 除 堤 そ の 他 撤 去 工 事

設 計 書

工 事 期 限	令 和 11 年 12 月 28 日
---------	--------------------

大阪広域環境施設組合

## 工 事 概 要

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 工 事 名 称 | 北港処分地 仮波除堤その他撤去工事  |
| 2. 工 事 場 所 | 大阪市此花区夢洲東1丁目地先   |
| 3. 工 事 概 要 | <p>本工事は夢洲F護岸に設置している仮波除堤等の撤去を行うものである。</p> <p style="padding-left: 40px;">仮波除堤 L = 690m (倒壊部含む)</p> <p style="padding-left: 40px;">灯浮標 17基</p>   |
| 4. 特 記 事 項 | <p>(1) 応札にあたっては、本設計書を十分に検討し疑義がある場合は、質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における設計書の疑義は、当組合の解釈による。</p> <p>(2) 契約後の提出書類については、「大阪広域環境施設組合請負工事提出書類一覧表【共通指定様式】」を参照のこと。様式は大阪広域環境施設組合ホームページ (<a href="https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html">https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html</a>) で入手できる。<br/>なお、大阪港港湾工事共通仕様書、工事請負共通仕様書に基づくものなど、その他の提出書類が必要である場合は、監督員と協議のうえ、提出すること。</p> <p>(3) 本工事は建設リサイクル法対象工事である。</p> <p>(4) 本工事において、週休2日工事の補正は行わない。</p> <p>(5) 参考資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、設計図書で指定する項目以外の施工方法等工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めることとする。</p> <p>(6) 本工事は債務負担工事である。</p> <p>(7) 本工事の契約にあたっては、組合議会の議決が必要な工事である。</p> |

# 特記仕様書 [ I ]

## 【一般共通事項】

### 1. 適用仕様書について

(1) 大阪港港湾工事共通仕様書（令和7年4月改訂 大阪港湾局）  
大阪港港湾工事共通仕様書は、大阪市ホームページを参照すること。

適用仕様書における、大阪市、大阪港湾局等の名称の記載は、大阪広域環境施設組合に読み替える。また、特記仕様書等に同様の記載がある場合には特記仕様書、提出書類一覧を優先する。

### 2. 積算について

公共工事設計労務単価の適用年度について【令和7年度】

材料等の積算単価の適用年月について【令和7年12月】

積算基準の適用：港湾請負工事積算基準（令和7年度版）

間接工事費の適用工種区分について：【港湾工事 構造物工事】

共通仮設費及び現場管理費の地域補正：国際戦略港湾・国際拠点港湾

スクラップ控除額は間接工事費等の対象としていない。  
(控除前の金額を経費計算の対象額としている。)

### 3. 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本工事に使用する建設機械は「任意」とする。(低騒音型、低振動型建設機械の使用を義務付けない。)

### 4. 建設リサイクル法について

本工事は建設リサイクル法に基づく対象建設工事であるため、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、契約の際に配布される書面を作成し、契約書に添付しなければならない。

### 5. 共通仕様書の読替について

共通仕様書は以下のとおり読み替える。

#### ○ 1 - 1 - 1 3 設計図書の変更

1 省略

2 受注者は、契約書第19条第1項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正、または変更が必要となる場合は、工事打合せ書に関係図面、数量計算書を添付した書類を作成し、監督員に提出すること。

3 監督員は、契約書第19条第4項に規定する設計図書の訂正または変更、契約書第20条に規定する設計図書の変更、契約書第31条第1項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、施工指示書により受注者に通知を行うものとする。

4 削除

#### ○ 1 - 2 - 4 工事担当技術者台帳

削除

### 6. 工事写真について

大阪港港湾工事共通仕様書に基づくものとする。ただし、工事写真の整理方法については、簡素化できるものとし、内容は協議のうえ定める。  
また、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、当組合の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用要領」に基づき実施する。なお、本要領における「工事着手前」は「現場での工事開始日前」とする。

## 7. その他事項について

### ① 休日・夜間作業届の取扱いについて

施工時間は原則、8:30～17:00の間とする。

施工時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。〔工程会議、メール等で監督員・受注者双方が事前に把握していれば不要〕

また、休日に施工する必要がある場合も、あらかじめ監督員と協議を行うこと。

### ② 通行について

夢洲地区は一部通行規制区域となるため、大阪港湾局が発行する通行許可証が必要となり、許可証を夢洲地区入口で提示のうえ通行することとなる。通行許可証は発注者が貸与するため、申請書を作成し提出すること。申請書様式は契約後に監督員から提示する。通行時には、通行許可条件を遵守すること。

### ⑤ 施工管理基準について

大阪港港湾工事共通仕様書内の施工管理基準に準拠し実施する。

### ⑥ 建設業退職金共済掛金関係書類を提出する必要がある工事に関しては、電子申請方式でも可能とするがその場合は、発注者に申し出ること。その際、提出等が必要な書類を指示する。

## 【施工条件明示事項】

### 1. 近接（関連）工事について

工事場所近傍（海上）で別発注機関の工事が施工される予定である。当該工事の詳細は、発注時点では未確定であるが、この工事との工程調整をする必要が生じた場合は協力すること。  
加えて、当組合発注の覆土材揚陸作業が行われる場合があるため、調整を要する場合がある。

### 2. 自然的・社会的条件での時間・工法等の制約について

発注時点では特に制約はない。施工上、制約等が生じた場合には監督員と協議を行う。

### 3. 関係機関との協議について

港則法に基づき、海上保安庁（大阪海上保安監部）に対し工事許可申請を受注者から行うこと。また、関係する漁業協同組合等とも協議を行うこと。

### 4. 工期設定等について

本工事の工期には、作業期間内の雨天日（降水、降雪）施工しない日を含んでいる。また、完成検査はこの期間内に実施するものとし、検査時に手直し指示等があった場合においても、期間内に完了させるものとする。工事を施工しない日とは、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律に定める休日、及び国民の祝日が日曜日にあたるときはその翌日を言う。

また、工期末には工事請負契約書第25条による協議期間の14日間の確保を図るとともに、事前に監督員から協議のために必要な関係書類の提出を求められた場合には、これに応じられるよう履行しなければならない。

## 5. 上部工の撤去工法について

設計では、上部工は下部工の劣化が著しいこともあり、取壊しにより撤去することを想定している。安全に留意し施工することはもとより、施工中に折損が生じた場合には発注時点での施工内容が変更となる場合もある。また、関係者との協議により工法が変更となる場合もある。そのときには監督員と協議を行うこととする。

なお、関連機関との協議により施工方法が変更となる場合には別途協議とする。

## 6. 下部工の撤去工法について

設計では1次切断及び2次切断を行うこととしている。1次切断は水中部の切断とし、2次切断は鋼管矢板内部からの切断を想定している。

1次切断の想定位置はD.L-5m程度、2次切断はD.L.-12m程度としている。現場状況により切断位置が変更となる場合がある。また、2次切断前に数本、鋼管矢板の試験引抜を実施する。引き抜けた場合には、関連する工種について別途設計変更を行う。

## 7. 用地（夢洲F護岸）の使用について

夢洲1区内の夢洲F護岸は、資機材置き場や施工（コンクリート取壊し、鋼管切断、積込等）に際してF護岸を使用できる。使用範囲及び期間は、契約後に監督員と協議し定め、必要に応じて大阪港湾局宛て申請することとする。

## 8. 公害防止措置について

本工事の施工にあたり、汚濁防止膜を用いることとしている。120mを転用することとしているが、施工条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議を行うこととする。

## 9. 安全対策について

海上では、安全監視船を配置することとする。護岸（陸上部）では、交通誘導員の配置は義務付けないが、通行する車両等に十分注意し施工すること。

## 10. 工事用道路について

工事場所への陸側での通行路は、夢咲トンネル側道部から護岸通路を通行する。護岸通路は、未舗装であり、当組合あるいは大阪市で管理している。本工事での通行車両が多くなる場合、必要に応じて散水等の協力を行うこと。

## 11. 仮設備（灯浮標）について

別工事で設置した灯浮標に関して維持管理を行う。維持管理は目視によるほか、必要に応じて部品交換を行うものとする。部品は発注者から支給する。なお、施工の進捗により支障となる場合には先行して撤去できるものとするが、海上保安庁との協議を発注者と協力のうえ実施するものとする。なお、台風等による予期せぬ破損等が生じ速やかな対応が必要となる場合には、監督員と協議を行い、対応することとする。なお、船上からの目視点検を10回、潜水による目視点検を3回見込んでいる。

## 12. 建設廃棄物等の処理について

### ① 処理条件について

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、次の条件で適正に処理するものとする。なお、次表は積算上の条件明示であり、工事施工時の処理施設を指定するものではない。

種別	鉄筋コンクリート	無筋コンクリート
処理区分	再資源化施設	再資源化施設
仮置き等	なし	なし
片道運搬距離	13.8km	13.8km

- ② 建設リサイクル法第13条により定められた契約書への記載事項については、契約締結時に本組合と受注者の間で確認されるものであるため、上記の本組合処理条件と受注者の提示する処理施設と異なる場合であっても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や受入施設側の処理条件等、受注者の責によるものでない事項については契約変更の対象とする。
- ③ 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- ④ 建設廃棄物の処理完了後は速やかに、「産業廃棄物管理票制度」に基づく「建設系廃棄物マニフェスト」の紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の、A票、B2票、D票、E票の写しを監督員に提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報を印刷し提出すること。
- ⑤ 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、必要事項等を「再生資源利用(促進)実施書」に記載し、監督員に提出すること。

## 13. 被覆石、雑石について

撤去した被覆石、雑石は陸上（夢洲F護岸を想定）で破碎し、当組合敷地内へ運搬する。運搬後の敷き均しは当組合で行う。

なお、被覆石・雑石は、別発注機関の工事に流用する場合がある。そのときには監督員と協議を行い、設計変更の対象とする。

## 14. 支払限度額及び出来高予定額割合について

各会計年度における請負代金の支払限度額・出来高予定額割合は、次のとおりを見込んでいる。出来高の査定は原則、大阪市が制定する土木関係請負工事出来高査定運用基準による。

	支払限度額割合	出来高予定額割合
令和8年度	18.23%	20.25%
令和9年度	46.61%	51.79%
令和10年度	23.97%	26.63%
令和11年度	11.19%	1.33%

## 特記仕様書〔Ⅱ〕

### 【暴力団等の排除に関する特記仕様書】

#### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第13条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

#### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書〔Ⅲ〕

### 【コンプライアンスに係る特記仕様書】

#### （条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年大阪広域環境施設組合条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

#### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

#### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

#### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

#### （不当要求の取扱い）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課（連絡先：06-6630-3185）

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者）

## 特記仕様書〔Ⅳ〕

### 【履行報告について】

本契約工事における第12条による履行報告については、別紙の工事履行報告書を工事契約締結後21日以内に契約日時点として予定工程と工事進捗予定(金額ベース)を記載したものを提出しなければならない(工期変更を伴う契約変更時のみ同様に契約変更日時点のものを提出しなければならない。)

また、工期が終了するまでの間、毎月15日までに前月末現在の実施工程に進捗状況を記載したものを提出しなければならない。

なお、工事完成日には工事完成日時点のものを提出しなければならない。

契約変更時に予定工程の変更が必要な場合は、別紙工事履行報告書にある予定工程欄に変更前後の工程が分かるよう変更工程(金額ベースの変更含む)を〔 〕を付けて記載し、提出しなければならない。

工事履行報告書提出に際して、発注者が報告書の内容確認のために、数量や工事工程写真など工事進捗状況を確認するための書類の提示(提出含む)を求めた場合は、受注者は速やかに必要書類の提示を行わなければならない。

## 工事履行報告書

(右記の内容は必要に応じて変更すること) 令和 年 月末現在

受注者及び

現場代理人：

工事名			
契約金額 (年割額)			
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
月別	予定工程	実施工程	備考
	工種 (または工事内容 (注)) % [%]	% (※)	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	
令和 年 月	%	%( )	

注1) 予定工程は完成までの月間予定として作業工種と工事進捗率を記入。なお、工種が多い場合は施工予定位置(数量含)と工種をまとめて表現できる内容を記入。 記載例、○階 躯体工事、△階仕上げ工事 等

注2) 実施工程は当該報告月までの工事進捗率を記入。

注3) ※には、予定工程と実施工程の差とその理由等を記入。

注4) 複数年契約は特約条項の各年度出来高予定額(消費税等の額含む)を記入。

記載例、105,000,000円(42,000,000円(40%)と63,000,000円(60%))

総括監督員	主任監督員	担当監督員

## 特記仕様書〔V〕

### 【下請負人の社会保険等加入状況確認に係る特記仕様書】

- 1 発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）の加入状況を確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪広域環境施設組合に報告するとともに、未加入である旨を大阪広域環境施設組合が社会保険等担当機関に通報することを周知しなければならない。

（発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者）

### 【建設副産物対策特記仕様書】

受注者は、工事の施工に当たって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

大阪広域環境施設組合請負工事提出書類一覧表【共通指定様式】

(令和5年1月1日改正)

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
1	工事請負契約書	2	落札決定後すみやかに	建設業法第19条第1項による。 ※添付する設計書には落札金額のみを記載する。	指定
2	工事着手通知書	1	契約締結後7日以内		様式-1
3	労災保険加入証明書	1	現場着手日までに	労働者災害補償保険法施行規則第49条による。 ※契約金額が300万円以上の場合に提出。	様式-2
4	請負代金内訳書	1	契約締結後21日以内	工事請負契約書第4条第1項による。 ※契約変更時も同様に提出。	様式-3
5	工事工程表	1	契約締結後21日以内	工事請負契約書第4条第1項による。	様式-4
6	現場代理人及び主任技術者等通知書(当初・変更)	1	契約締結後7日以内	工事請負契約書第11条による。 監理技術者は下請負契約金額の総額が4,500万円以上(建築一式工事では7,000万円以上)の場合に主任技術者に代わって定める。 専門技術者は当該工事にかかる専門工事を施工する場合に定める。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-5
7	現場代理人等変更通知書	1	変更後10日以内	工事請負契約書第11条による。 現場代理人等の変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-6
8	技術者等経歴書(当初・変更)	1	契約締結後7日以内	該当する本人が記入のうえ提出する。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-7
9	「監理技術者資格者証」 「監理技術者講習修了証」 届出書(当初・変更)	1	契約締結後7日以内	建設業法第26条第5項による。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-8
10	「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)	1	契約締結後7日以内	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により、雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-9
11	下請負契約通知書(当初・変更)	1	下請契約締結後10日以内	工事請負契約書第8条による。 下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず、全ての工事で作成すること。 施工体制台帳及び施工体系図並びに下請契約書(写)を添付する。 下請負人が「建設業許可業者」については、保険加入状況を確認するため、国の「建設業者等企業情報検索システム」の印刷帳票を添付すること。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-10
12	社会保険等未加入状況報告書	1	下請負契約通知書と同時	下請負人のうち社会保険等未加入の建設事業者(建設業許可を受けているかどうかにかかわらず建設業を営む者全て)がある場合に提出すること。	様式-11
13	下請負人の社会保険等加入状況確認書	1	下請負契約通知書と同時	保険加入状況表示欄の一つでも「-」、「空欄」がある場合は、未加入の者を除き提出すること。	様式-12
14	下請負人の社会保険等加入状況報告書	1	発注者が発出する「確認書類の提出について(通知)」の発送日の翌日から起算して一次下請けは30日、二次下請けは60日以内	社会保険等の加入が確認できる書類(※1～7)のいずれかの写しを添付する。 ※1: 経営規模等評価結果通知書 ※2: 【健康保険・厚生年金保険】領収証書 ※3: 【健康保険・厚生年金保険】社会保険料納入証明書 ※4: 【健康保険・厚生年金保険】資格取得確認および標準報酬決定通知書 ※5: 【雇用保険】領収書済通知書および労働保険・概算・確定保健料申告書 ※6: 【雇用保険】雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用) ※7: 国の「建設業者企業情報検索システム」の検索結果画面	様式-13

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
15	施工体系図 (当初・変更)	1	下請契約締結後10日以内	建設業法第24条の7第4項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項による。 下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず、全ての工事で作成すること。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-14
16	施工体制台帳 (当初・変更)	1	下請契約締結後10日以内	建設業法第24条の7第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項による。 下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず、全ての工事で作成すること。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-15
17	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届) (再下請負通知書)	1	下請契約締結後10日以内	建設業法第24条の7第2項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項による。 下請負人(一次下請け以降)が再下請負を行う場合、施工体制台帳と併せて提出する。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-16
18	工事实績情報サービス 【CORINS】 【登録のための確認のお願い】	1	契約締結後10日以内	契約金額が500万円以上のすべての工事。 登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出し、監督員の確認を受ける。 なお、変更時及び完成時の登録は、変更後または完成後10日以内に登録のうえ提出すること。	指定(A) 様式-17
	契約金額が500万円以上のすべての工事。 登録後、登録機関指定様式のダウンロードしたものを提出する。 なお、変更時及び完成時の登録は、変更後または完成後10日以内に登録のうえ提出すること。			指定(A) 様式-18	
19	建設業退職金共済掛金収納書届・共済証紙購入枚数説明書 (当初・変更)	1	契約締結後1ヶ月以内	契約金額が2,000万円以上(建築工事については3,000万円以上)のすべての工事。 ※変更については、変更後10日以内に提出。	様式-19
20	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	1	工事施工前15日まで	契約金額が100万円以上のすべての工事。 国土交通省が定める建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)を印刷したものと、併せて電子データを電子メールにて提出すること。	指定(B)
21	工事等前払金申請書	1	必要な場合すみやかに	工事請負契約書第35条第1項による。 前払金保証証書(2部)・請求書共。	様式-20
22	工事打合せ書	1	打合せの都度	工事請負契約書第1条第5項による。 発注者と受注者の間で、請求・指示・通知・協議・承諾・報告・提出等ととりかわす書面。	様式-21
23	工期変更協議書	1	延期の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	工事請負契約書第22条による。 工事の実施にあたり、やむを得ない事情により、工期内に工事を完了することが不可能となった場合。	様式-22
24	事故報告書(第1報用)	1	事故発生後速やかに	施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-23
25	支給材料受領書	1	受領日から7日以内	工事請負契約書第16条第3項による。	様式-24
26	支給材料返還書	1	返還する時	工事請負契約書第16条第9項による。	様式-25
27	工事の部分使用について (協議・承諾)	1	部分使用前すみやかに	工事請負契約書第34条第1項による。 引渡し前の工事目的物について発注者による部分使用が必要な場合。	様式-26
28	部分払(第回中間)検査願	1	出来高基準日以降	工事請負契約書第39・40条による。	様式-27
29	工事履行報告書	1	毎月15日までに	工事請負契約書第12条による。 ※契約後21日以内に予定工程と工事進捗予定を記載したものを提出。 ※工事完成日に工事完成日時点のものを提出。	様式-28

番号	書類名	提出部数	提出期限	摘要	様式
30	工事部分完成通知書	1	工事部分完成日	工事請負契約書第40条による。	様式-29
31	工事履行遅延報告書	1	事実発生日	受注者の責に帰する理由により、履行遅延が生じた場合。	様式-30 -1~4
	履行遅延届兼工事続行願				
	誓約書				
	履行遅延理由書				
32	建設系廃棄物搬入集計表	1	翌月初め	「産業廃棄物管理票制度」に基づき、紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の、A票・B2票・D票・E票の写しを添付すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したものを添付すること。	様式-31
33	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	1	再資源化等の完了後速やかに	契約金額が100万円以上のすべての工事。 国土交通省が定める建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)を印刷したものと、併せて電子データを電子メールにて提出すること。	指定(B)
34	現場発生品調書	1	工事完成日	発生品調書には、処分先への受領(受入)書または返納証明書並びに計量伝票を添付すること。	様式-32
35	建設業退職金共済制度共済証紙購入・貼付枚数最終報告書	1	工事完成日	契約金額が2,000万円以上(建築工事については3,000万円以上)のすべての工事。	様式-33
36	創意工夫・社会性等に関する実施状況	1	工事完成日	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について提出する。	様式-34
37	工事完成通知書	1	工事完成日	工事請負契約書第32条第1項による。	様式-35
38	工事目的物引渡書	1	工事完成検査合格後すみやかに	工事請負契約書第32条第5項による。	様式-36
39	検査指示事項処置確認書	1	処置完了後速やかに	工事検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する。	様式-37
40	請求書	1	工事完成検査合格後すみやかに	工事請負契約書第33条による。	様式-38

- ※1. 提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。  
 ※2. 様式欄の「指定(A)」は、一般財団法人「日本建設情報総合センター(JACIC)」の発行する様式をいう。  
 ※3. 様式欄の「指定(B)」は、国土交通省が定める建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)をいう。

工事名称 北港処分地 仮波除堤その他撤去工事

---

工事費総額(税込) 円也

---

工事価格 円也

---

消費税及び地方消費税額 円也

---

内 訳

直接工事費 円也

---

共通仮設費 円也

---

現場管理費 円也

---

一般管理費 円也

---

工事価格(税抜)のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円

---

工 事 内 訳 明 細 書

P-2

費 目	工 種	単 位	数 量	金 額	摘 要
	撤 去 工 ( 1 )	式	1		【第1号明細書】
	撤 去 工 ( 2 )	式	1		【第2号明細書】
	撤 去 工 ( 3 )	式	1		【第3号明細書】
直接工事費計					
	共通仮設費(率分)	式	1		
	共通仮設費(積上分)	式	1		【第4号明細書】
純 工 事 費					
	現 場 管 理 費	式	1		
工 事 原 価					
	一 般 管 理 費	式	1		
工 事 価 格					
消費税及び地方消費税額					
工 事 費 総 額					

大阪広域環境施設組合

第 1 号 明 細 書

工 種	種 別	細別・形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
撤 去 工 ( 1 )	構造物取壊工	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3,191.00			
	石 材 撤 去 工	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3,191.00			
	殻 処 分	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3,191.00			
	中 詰 砂 撤 去	周辺敷き均し	m <sup>3</sup>	4,278.00			
	鋼 管 矢 板 切 断 ・ 撤 去	φ1700及びφ1200 1次切断	本	485.00			
	鋼 管 矢 板 切 断 ・ 撤 去	φ1700 2次切断	本	105.00			
	鋼 管 矢 板 切 断 ・ 撤 去	φ1200 2次切断	本	389.00			
	鋼 管 矢 板 運 搬 揚 陸	φ1700(1次・2次切断) 夢洲F護岸	本	210.00			
	鋼 管 矢 板 運 搬 揚 陸	φ1200(1次・2次切断) 夢洲F護岸	本	769.00			
	鋼 管 矢 板 等 切 断 工	t:10mm以上20mm未満 陸上 杭頭H鋼含む 1.2m以下に切断	m	26,979.00			
	現 場 発 生 品 運 搬 工	H1	t	2,748.00			
	現 場 発 生 品 ス ク ラ ッ プ 処 分	H1	t	2,748.00			
	石 材 撤 去 工	雑石	m <sup>3</sup>	25,100.00			
	石 材 撤 去 工	被覆石	m <sup>3</sup>	16,230.00			
	自 走 式 破 碎 機 設 置 撤 去 工		回	1			
	被 覆 石 等 破 碎 工		m <sup>3</sup>	16,230			
	被 覆 石 積 込		m <sup>3</sup>	16,230			
	破 碎 物 場 内 運 搬		m <sup>3</sup>	16,230			
	雑 石 積 込		m <sup>3</sup>	25,100			
	雑 石 場 内 運 搬		m <sup>3</sup>	25,100			
計							

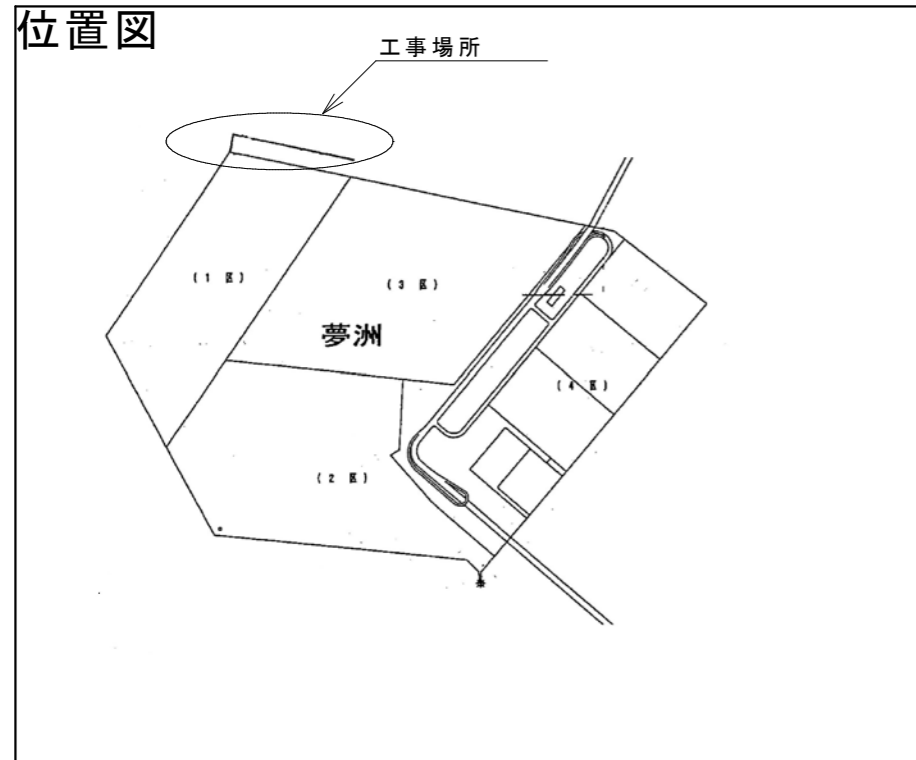




第 4 号 明 細 書

工 種	種 別	細別・形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
回航・えい航費		台船500t 引船:鋼D 450PS型	式	1			
		油圧スパット式クレーン付き 引船:鋼D 1000PS型	式	1			
		台船300t 引船:鋼D 450PS型	式	1			
		クレーン付台30-45t吊(台船) 引船:鋼D 1000PS型	式	1			
		非航起重機船旋回 600t吊 引船:鋼D 2000PS型	式	1			
運 搬 費	重建設機械分 解組立輸送	トラッククレーン100t吊	式	1			
	運 搬 費	自走式破砕機	式	1			
	運 搬 費	汚濁防止膜	式	1			
事業損失防止施設	汚濁防止膜工	設置 120m	式	1			
	汚濁防止膜工	撤去 120m	式	1			
	汚濁防止膜工	移設 33回を想定	式	1			
	汚濁防止膜工	保守点検 304回	式	1			
	汚濁防止膜工	賃料 912日	式	1			
	安全費	安全監視船	912日	式	1		
	灯浮標保守点検	既設灯浮標 17基 保守点検(目視:10回 潜水:3回)	式	1			
計							

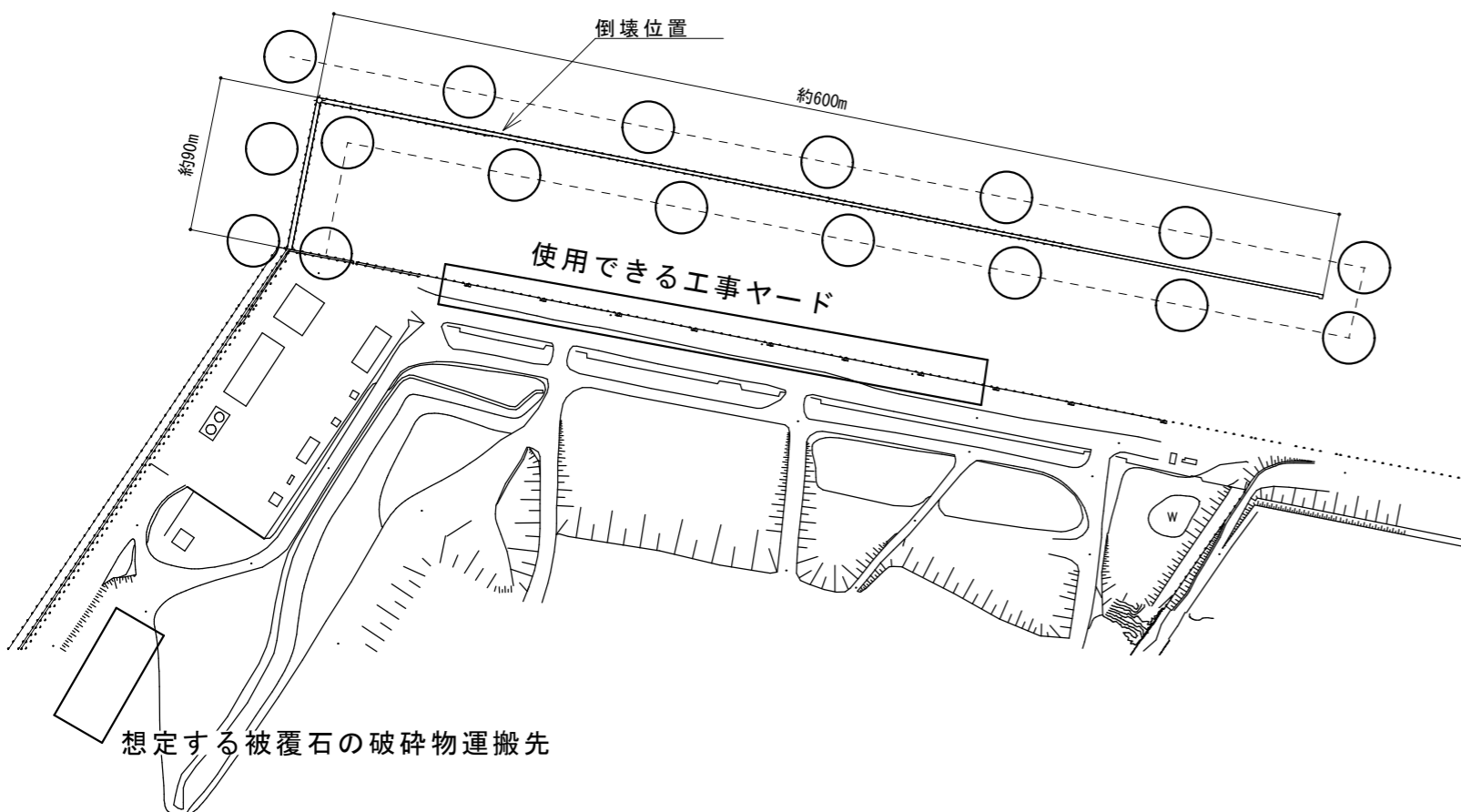
位置図



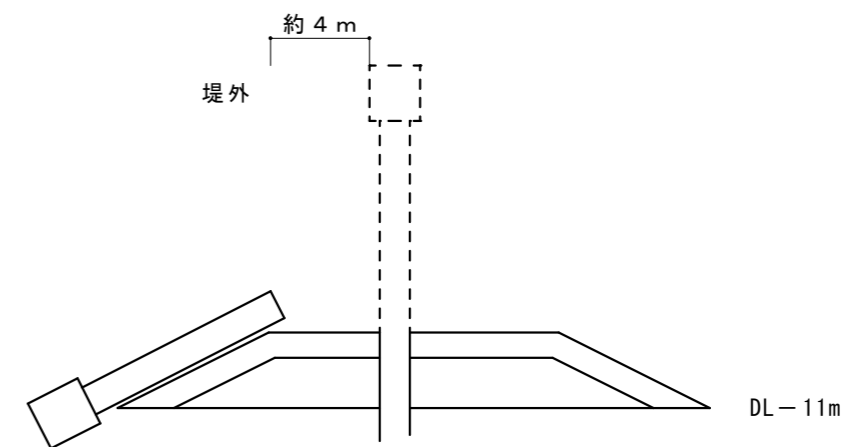
特記事項

- 1 倒壊状況は想定である。
- 2 使用できる工事ヤードは図示のとおりであるが、詳細は監督員と協議し定める
- 3 設置灯浮標仕様  
 灯浮標本体：株式会社ゼニライト 5HG型  
 係留装置：JIS2種 スタット付チェーン22mm L=20m  
 沈錘ブロック：無筋コンクリート 1.3m×1.3m×0.8m
- 4 撤去について  
 中詰砂：一定流出しているものと想定している。  
 1次切断想定位置：D.L -5.0m  
 2次切断想定位置：D.L -11.8mあるいは-12.3m

全体図及び既設灯浮標設置位置 1:4000



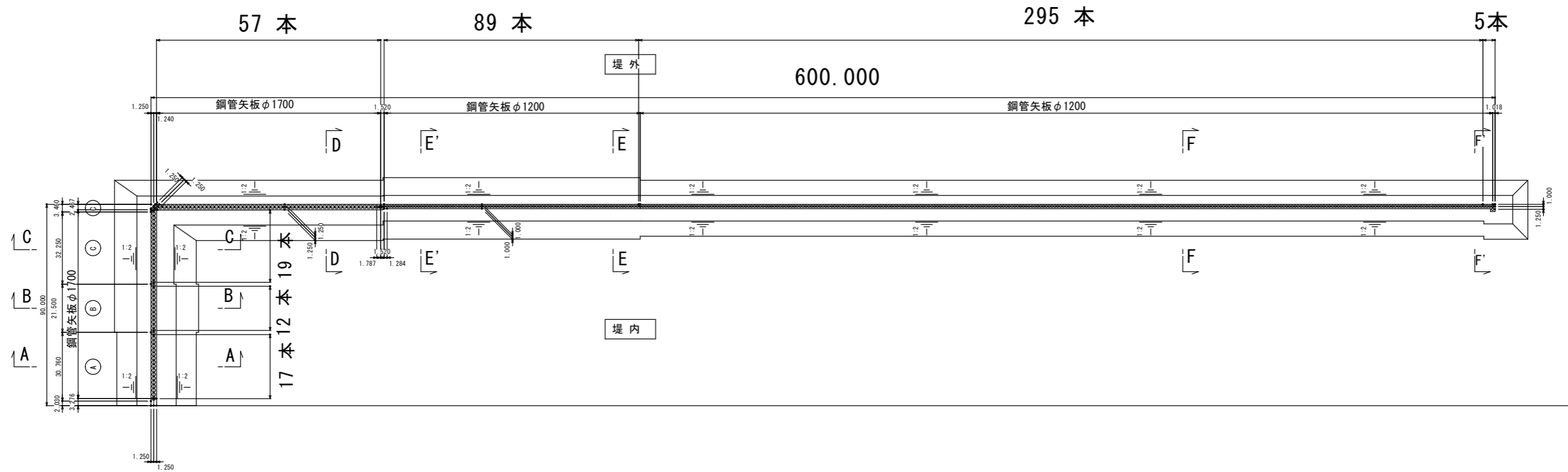
断面図（倒壊状況） 1:300



倒壊部の想定重量：126トン

大阪広域環境施設組合				
工事名称	北港処分地仮波除堤その他撤去工事			
図面名称	全体配置図等			
縮尺	図示	令和7年12月	番号	1/5

# 撤去工平面図 S=1:1,000

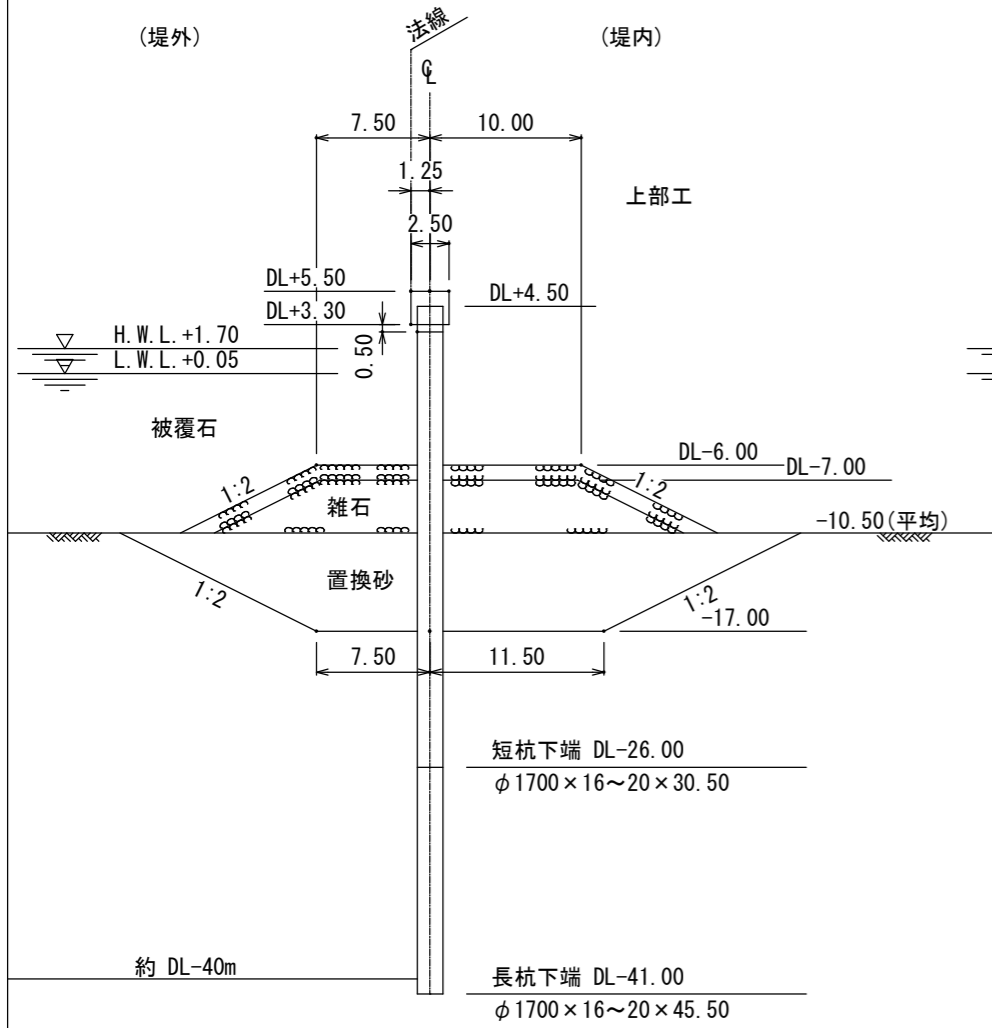


大阪広域環境施設組合			
工事名称	北港処分地仮波除堤その他撤去工事		
図面名称	撤去平面図		
縮尺	図示	令和7年12月	番号 2 / 5

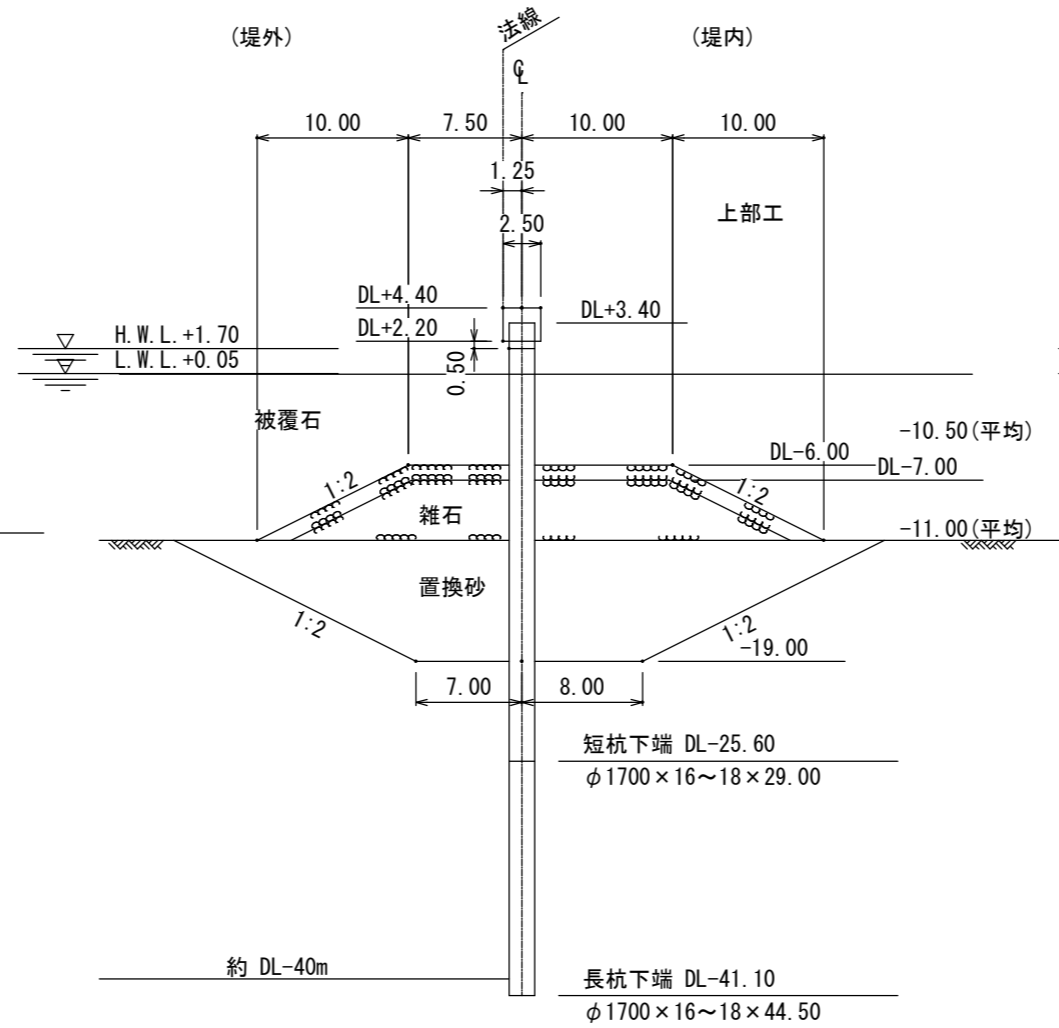
撤去工横断面図(1)

S=1:500

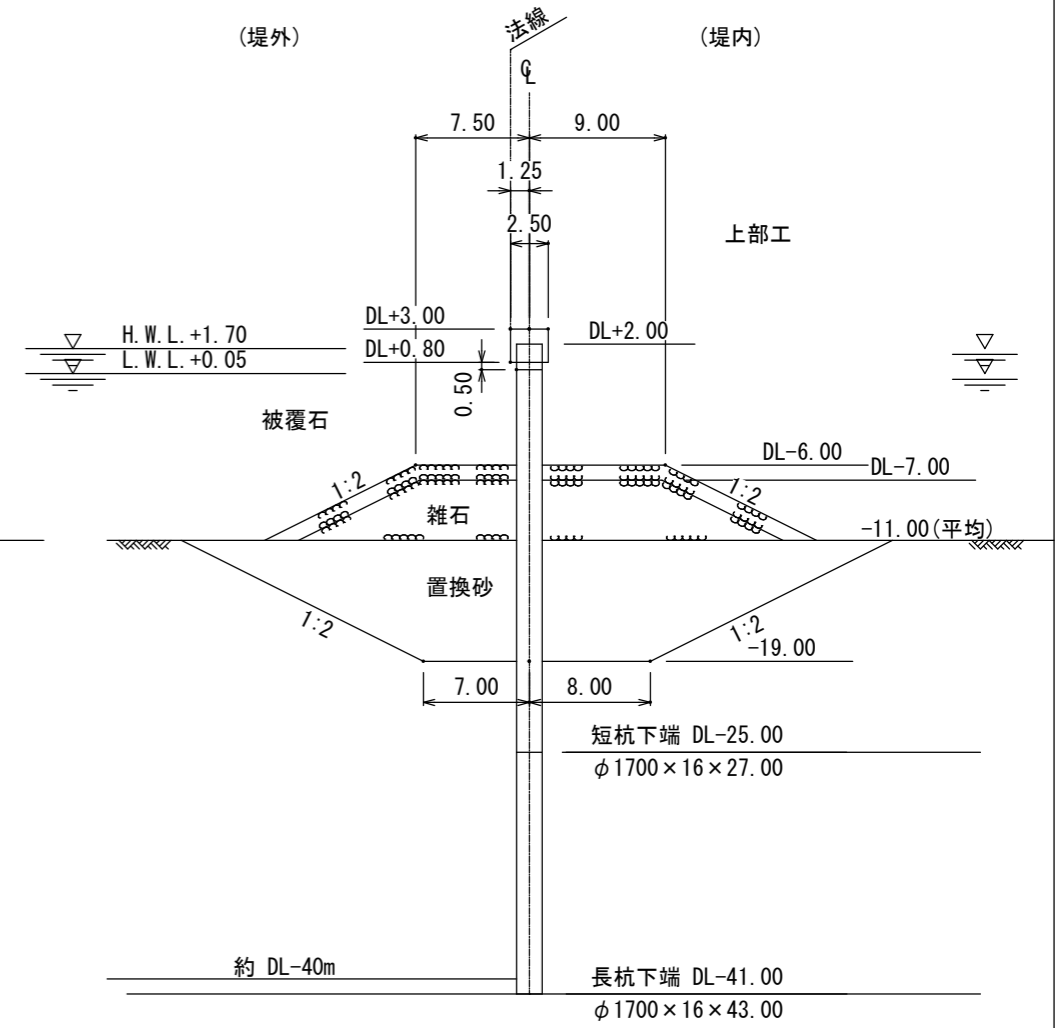
A-A断面図



B-B断面図



C-C断面図

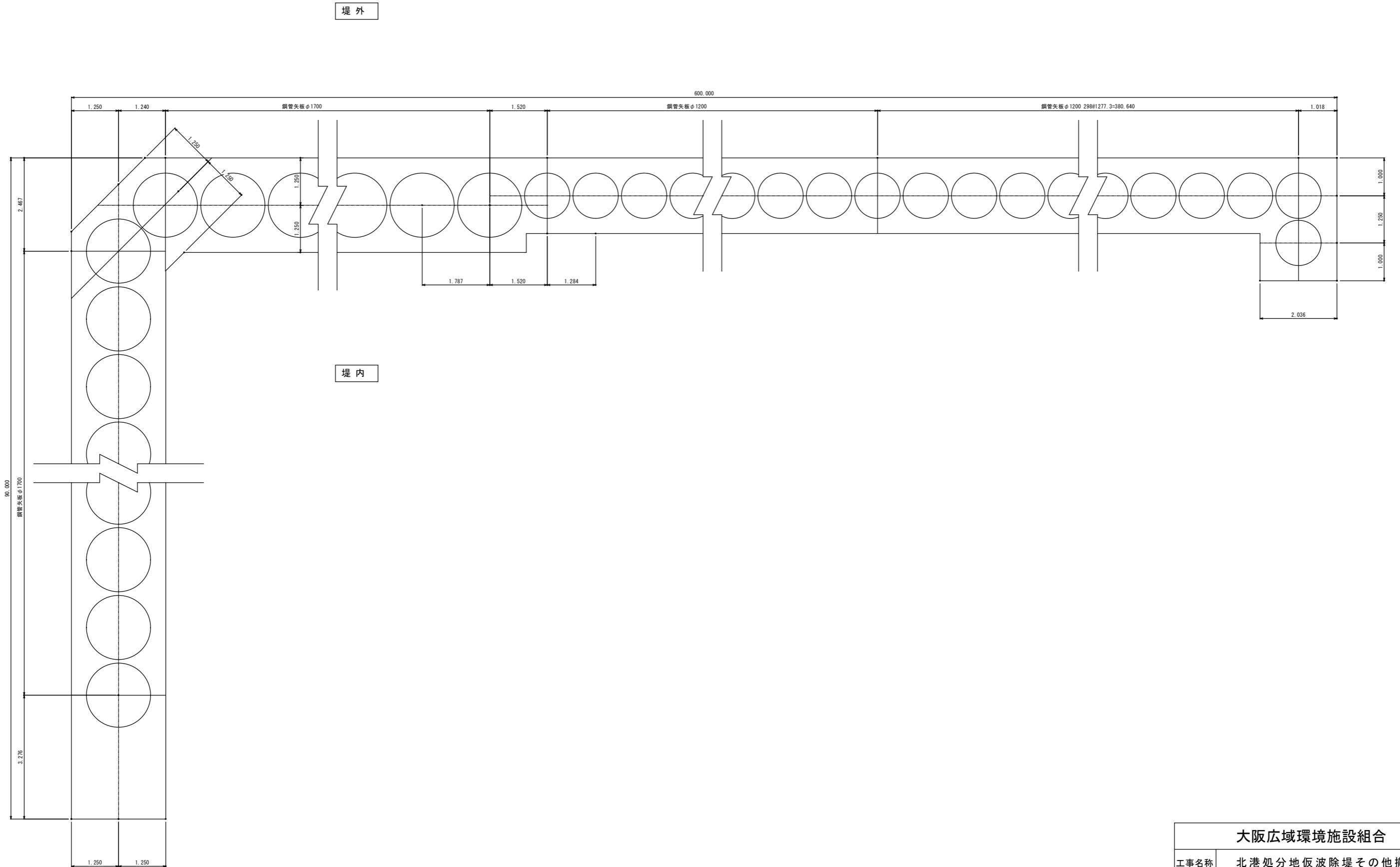


大阪広域環境施設組合

工事名称	北港処分地仮波除堤その他撤去工事		
図面名称	断面図(1)		
縮尺	図示	令和7年12月	番号 3
			5



鋼管矢板平面配置詳細図 S=1:100



大阪広域環境施設組合				
工事名称	北港処分地仮波除堤その他撤去工事			
図面名称	鋼管矢板配置図（詳細図）			
縮尺	図示	令和7年12月	番号	5
				5